

証券市場全体のBCP構築に向けた取組み（中間報告）の概要

【経緯】

- ・ 本年4月、証券関係機関及び市場参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画（証券市場全体のBCP）の整備に向けた証券市場BCPフォーラム（「証券市場BCP協議会」）を開設。
- ・ 本年5月以降、証券市場BCP協議会の下に「取引所取引専門部会」、「公社債取引専門部会」、「取引所市場外取引専門部会」及び「BCP運営専門部会」を設けて具体的なテーマを検討。
- ・ 本年9月、取引所取引専門部会においては報告書を、その他の専門部会においてはそれぞれ論点整理を取りまとめ。（概要下記）
- ・ 本年10月、証券市場BCP協議会（書面会議）において当該中間報告を了承、引き続き、当該報告書等に基づき推進。

記

I. 取引所取引専門部会報告書

取引所取引全体のBCPは、取引所取引に係るインフラ機関（取引所・クリアリング機構・保管振替機構・日銀・資金決済銀行）における目標復旧時間、バックアップ体制など個社ベースのBCPの整備と、その上でのインフラ機関間の整合性確保。

1. 取引所の売買停止発動基準は、シェアの分散化など踏まえ「売買シェア2割」は妥当。売買停止後の早期再開を目指す取組みが有益。
2. 再開・復旧目標はインフラ機関それぞれの役割と機能に応じて設定すべき。
具体的には、清算・決済機能はリスク事象の発現後概ね2時間以内、売買機能は24時間以内を目標。
3. バックアップ体制の整備は中長期的課題として、取引所市場全体の影響度等に応じ各インフラ機関の経営判断により対応。システミック・リスクの懸念等踏まえ清算・決済機能を優先すべき。効率化の観点からシステム共通基盤の整備の可能性について今後検討が必要。

Ⅱ．公社債取引専門部会報告書（論点整理）

1. 個別相対取引が中核であるため、証券会社等市場参加者の BCP 対応が優先・尊重。
2. 公社債市場全体の BCP としては、主として被災時など通常の市場慣行が継続できない状況における「推奨される市場慣行」の市場参加者への公表、市場参加者の被災状況等の情報の集約・還元等の体制整備が重要。これらを担う対策本部を含め具体的な事項については引き続き検討。

Ⅲ．取引所市場外取引専門部会報告書（論点整理）

1. 個別相対取引であるため、証券会社の B C P 対応が優先・尊重。
2. 取引所市場外取引全体の B C P としては、証券保管振替機構又はほふりクリアリングの機能継続が困難な場合における証券会社間の横断的な取組み及び情報の集約・還元等の体制整備が重要。
3. 各社の目標復旧時間の設定、全体的な一時売買停止も視野に入れた対応など具体的な事項については引き続き検討。

Ⅳ．B C P 運営専門部会報告書（論点整理）

1. 証券市場 B C P W E B の構築

証券市場 B C P W E B を段階的に構築するとともに緊急連絡網を整備し、適時適切な情報の集約・還元等の体制を整備。

2. 証券市場全体の B C P 対策本部

証券市場全体の B C P として、緊急時、復旧・再開時それぞれの局面における適時適切な情報の集約・還元等及び証券市場全体として解決を要する問題の協議・調整の役割を担うコマンドセンターが必要。具体的な設置基準及び組織構成等については引き続き検討。

以 上